

# 役員等報酬および費用弁償規程

## (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人高松児童福祉会（以下「法人」という。）の役員の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

## (報 酬)

第2条 法人の役員に対しての報酬は、定款第8条及び第21条に基づき支給する。

- 2 役員が理事会及び評議員会、監事監査の実施に対してのみの報酬は、支給しない。
- 3 役員賠償保険について全役員が加入し、この保険掛金相当額に源泉所得税を加えた金額を報酬として支給し、保険掛金の支払に充てる。保険料に加算金の支払が生じた場合は、同様に加算金に源泉所得税額を加えた金額を支給し、加算金の支払に充てる。なお、保険に割戻金が生じた場合は、これを法人へ返還する。
- 4 役員が専門資格や専門知識により、法人及び法人運営施設から依頼されて行った業務に対する報酬は、役員報酬には該当しないので、この規程を適用しない。
- 5 旅費日当規程により日当を支給する場合は、旅費日当規程による金額に源泉所得税を加算した金額を報酬とし、源泉所得税を控除した金額を支給する。なお、本人が日当の支給を辞退される場合は、これを支給しない。
- 6 役員に対する報酬は、1人当たり年間6万円（税込）を超えてはならない。規程に基づく支給で有っても、報酬金額の年間合計が限度額を超える場合は、超えた金額について支給しない。

## (費用弁償)

第3条 役員等が、理事会、評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

- 2 費用弁償額は、旅費日当規程に準じて、交通費及び宿泊費の実費額を支給する。
- 3 役員が理事会、評議員会、監事監査に出席する為の旅費について、本人が支給を辞退された場合これを支給しない。

## (改 正)

第4条 この規程の改正については、理事会の議決を要する。

## 付 則

この規程は、平成22年12月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日から施行し、同時に旧規程は廃止する。